

【対象調整力の凡例】

I a：電源Ⅰ周波数調整力 I b：電源Ⅰ需給バランス調整力 I'：電源Ⅰ' 厳気象対応調整力
 II a：電源Ⅱ周波数調整力 II b：電源Ⅱ需給バランス調整力 II'：電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力
 BS：ブラックスタート 調相：調相運転

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
1	I'	募集要綱	全般	複数のDR需要家をまとめるアグリゲーターが、それらの需要家を複数のグループに分け、そのグループ単位で応札をすることは可能か。(例:10軒の需要家を5軒ずつに分けて、2つの札として応札) 【理由】 DR電源をコスト別に分けた場合、費用に差をつけることができ安価な調整力調達に繋がると考える。	同一のアグリゲーターが需要家を複数に分けて、グループ単位で応札いただくことは可能です。
2	I'	募集要綱	P.8 8 入札の条件	「応札者は、以下の要件をすべて満たすことを入札の条件といたします。以下の要件を満たしていないと当社が判断した場合、失格とさせていただきます。」について、応札が何らかの理由で落選した場合、その落選理由を個別開示していただきたい。 【理由】 公平性を保つためには、落選した応札者に対する落選理由の開示は必須であるため。	要綱に定める入札の条件を満たしていない場合、入札書類に不備がある場合などは失格となる場合がございます。 ご不明な点等がございましたら、予めお問い合わせいただけますようお願いいたします。 なお、弊社は応札いただきました全事業者さまに入札結果を通知しておりますが、原則、落選した場合の理由を通知することはありません。
3	I'	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (5) 負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供	「負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行うもの(以下「アグリゲーター」といいます)は…」について、現状としてはアグリゲーターは複数の需要家の負荷設備を束ねて調整することで、調整力の供出を行うこととなっているが、複数の需要家の発電設備を束ねて調整することで、調整力の供出を行うことも可能であると考えられる。このことから、ポジワットのアグリゲーターを定義することが可能ではないか。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、募集単位は「原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける」、また費用精算は「燃料費等の変動を反映できること」とされております。 これらに基づき、ポジワットに関してはユニットごとの応札としていただきます。
4	I'	募集要綱	提出様式3 発電設備等の仕様(負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合)	「〇契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。」について、需要家の差し替えは可能とあるが、入札単位での需要家の相互入れ替えは可能なのか。	落札単位での需要家の相互入れ替え(例:落札案件Aの需要家Xと落札案件Bの需要家Yの入れ替え等)は可能です。
5	I'	募集要綱	P.15 9 主な契約条件 (4) 厳気象対応調整力料金 イ(イ) 調整電力量	「契約電源が負荷設備の場合、…調整力ベースラインから需要実績を約款で定める損失率で修正した値を差し引いた電力量を調整電力量といたします。」との記載があるが、1需要家がコージェネ等の発電機を持っており逆潮まで出来る場合、受電ベースラインからネガワット分と逆潮分の電力を足合わせたkWh分をDRの容量として考慮してもよいか。 【理由】 発電機に計量器をつけずに受電点での受電容量をベースにDR需要家として参加している需要家が存在したとき、逆潮流分がDR対応分として計上されないため。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、募集単位は「原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける」、また費用精算は「燃料費等の変動を反映できること」とされております。 これらに基づき、電力系統へ逆潮流するものについては、発電設備を活用して調整力を提供するものと位置付け、ネガワット分と逆潮流分は混成しないこととしてください。
6	I'	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (4) 発電設備等の運用 イ 発電等の継続時間	「当社の指令に応じた発電等の継続が、2時間にわたり可能であることが必要です。」について、2時間内で制御対象の需要家先のリソースをリレー制御してもよいか。 (例:需要家A→1時間、需要家B→1時間制御)	1契約電源等で、2時間にわたり発電等の継続が可能であれば、ご記載の方法で制御いただくことも可能です。
7	I'	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (4) 発電設備等の運用 エ 発電設備等の定期点検、補修作業期間	「提供時間において、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので、定期点検、補修作業等による停止はできません。」とあるが、計画上やむを得ない場合は夏季・冬季の平日に停止することは問題ないのか。	弊社が求める提供期間は夏季(7月1日～9月31日における59日間)に限定しており、当該提供期間において定期点検、補修作業等が計画されている場合は入札の条件を満たさないものと判断いたします。 なお、入札時点で停止計画が無かったものの、契約期間内においてトラブル等により調整力を提供できなかった場合はペナルティ(罰戻料金)の対象となります。
8	I'	募集要綱	P.14 9 主な契約条件 (4) 厳気象対応調整力料金	(原案)各料金算定期間の翌々月22日までに支払い (修正案)支払は協議により年一括に調整も出来るようお願いしたい。 【理由】最終月での出金の可能性もあるため。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、「電力量(kWh)価格については、電力量(kWh)確定後の翌月までに費用精算を行う」とされており、原則、要綱および標準契約書に定めるとおりといたしますが、落札者さまと個別に協議のうえ、決定させていただきます。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
9	I´	募集要綱		(修正案)周波数調整力、バランス調整力、厳気象対応調整力の稼働時間を各エリア毎に週もしくは月単位で公表して頂きたい。 【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたい	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、「電源Ⅰ及び電源Ⅱへの指令の結果として、指令をした電源等の週ごとの平均価格及び最高価格」に関する情報を適切な時期に公表するとされております。 弊社はこれに基づき、電力・ガス取引等監視委員会に対して、毎月実績を報告し、同委員会より公表されております。
10	I´	募集要綱	P.8 8 入札の条件 (2) 対象発電設備等	(原案)契約開始時までには設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。 (修正案)供出が可能かどうかの試験発動も各エリア実施の有無で差があるため一本化して頂きたい。	提供期間(平成31年7月1日～9月30日における59日間)において、確実に調整力を提供いただけるよう、提供期間の始期(≠契約開始)までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していただきますようお願いいたします。 なお、ご提出いただく運転実績の内容等により、弊社が不要と判断した場合は、発動試験を省略を可能とする場合もございます。
11	I´	募集要綱	P.5 4 募集容量	(原案)募集容量 (修正案)厳気象対応調整力でポジワット応札が増えた場合、DRが普及しない可能性があるためDRの募集枠を明確化して頂きたい。 【理由】仮にポジの応札が非常に多くなった場合、DR枠がなくなってしまう可能性がゼロではないため。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、ポジワットとネガワット(DR)は同等に扱うこととしており、DRの募集枠を分けておりません。
12	I´	募集要綱		(修正案)契約設備の運転実績についてアグリ単位なのか、需要家単位なのかを記載して欲しい。 【理由】どういった内容で記載するかが判断しにくいいため明確化してほしい。	アグリ単位(1入札単位)でのご提出をお願いいたします。 ただし、需要家単位でのご提出を拒むものではございません。
13	I´	募集要綱	P.5 3 入札実施のスケジュール	(原案)落札の決定、入札結果の公表 (修正案)現状では最高価格と平均価格のみの公表で、より詳細な情報の公開を希望。旧一電とその他アグリゲーターの割合や平均評価用kWh単価など公表内容の詳細化。 【理由】次年度以降の対応や、今後のDR普及のため発動があった時間等週単位程度の区切りで公表して欲しい。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、「電源Ⅰの公募調達の結果として、最高落札額及び平均落札額」を適切な時期に公表する、「一般送配電事業者は、電源Ⅰ及び電源Ⅱとして契約をした発電事業者等が競争上不利益を被らないように配慮」することが望ましいとされております。 これらを踏まえ、電源Ⅰに関する最高落札額及び平均落札額を公表しております。(落札した電源等の保有者、名称、容量、燃料種等に関する情報は非公表としております。)
14	I´	募集要綱	P.19 13 応札方法	(修正案)kW、kWh契約書および運用関係の契約書をまとめて頂きたい。 【理由】書類が多いためまとめて頂きたい	弊社ではkW、kWhに関する契約については、1つの契約書に纏めております。なお、運用に関する詳細事項を定める申合書等については、個別に取り扱わせていただきますようお願いいたします。
15	I´	募集要綱	P.19 13 応札方法	(原案)入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。 (修正案)持ち込みではなく郵送対応を検討して頂きたい。書留など仕様指定でも構いません。 【理由】複数エリア応札の場合、移動時間が膨大となるため。	提出および受領を双方確実に認識できるよう、対面での対応(受領時に弊社より受領証を発行)とさせていただいております。 ご理解いただきますようお願いいたします。
16	I´	募集要綱	P.19 13 応札方法	応札方法について 現行、各社ごとに契約書や応札書類などなどの様式が異なっているが、DR事業者の負担軽減のため各社の契約書や応札書類などなどの様式フォーマットを統一してほしい。	私契約のため詳細部分まで統一することは困難です。弊社の指定する様式をご使用いただきますようお願いいたします。
17	I´	募集要綱	ネガワット調整金について	現行、小売事業者の売上補てんをアグリゲーターと小売事業者の間で行うネガワット調整金があるが、本来系統運用者からの要請でアグリゲーターが調整力を提供するものであることや、通常のインバランス精算と同じであること、将来の需給調整市場ではネガワット調整金が機能しない可能性があることから、ネガワット調整金をなくしてほしい。	ネガワット調整金につきましては、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(改定平成29年11月29日資源エネルギー庁)」に記載されているとおり、小売電気事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと認識しております。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
18	I´	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (5) 負荷設備を活用した厳気象 対応調整力の提供	月単位での契約調整力の設定について 現行の契約調整力は年間一律であるが、DRの場合、空調設備の制御など季節ごとに可能となる調整力が異なることから、月単位で契約調整力を設定してほしい。	調整力の調達の細分化につきましては、今後の課題とさせていただきますが、弊社の電源I´に関する提供期間は夏季(7月1日～9月31日における59日)に限定していることから、提供期間を通じて一律の契約電力とさせていただきますことにご理解いただきますようお願いいたします。
19	I´	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (5) 負荷設備を活用した厳気象 対応調整力の提供	DR発動条件について DRの発動については予備力での基準など一定程度の定量的な条件を明確化にすることが、お客様に対してわかりやすく、DR事業者にとっても問い合わせ対応等の業務負担を軽減できる。	電源I´の発動に関しては、その時々々の需給状況を勘案し総合的に判断しているため、定量的な発動基準は設定しておりません。
20	I´	募集要綱	P.15 9 主な契約条件 (4) 厳気象対応調整力料金 (7) 算定単価	申出単価の提出について 現行、申出単価は毎週提出することとなっているが、他電力会社と同様に、単価に変更がない場合には月単位での提出としてほしい。	原則、週間単位で算定単価をご提示いただくこととなりますが、算定単価に変更が無い等の場合は、その旨を弊社にご連絡いただき、週間単位の提示を省略することも可能とさせていただきます。
21	I´	募集要綱	P.5 4 募集容量	最低入札容量について 最低入札容量は各社概ね1000kWであるが、さらにDRの活用を促すべく、すでにDRを活用している諸外国(PJM等)並みに、最低入札容量を100kWとしてほしい。	制度設計専門会合での議論を踏まえ、最低入札容量を設定しております。
22	I´	募集要綱	P.8 8 入札の条件 (2) 対象発電設備等	電源・DR別募集について 現行、電源Iは電源とDRを同じ募集枠で取り扱っているが、電源とDRとはそれぞれ特性が異なる(電源は長期的、DRは短期的な調整力に向いている)ことから、募集枠を分けてほしい。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、電源とDRは同等に扱うこととしており、DRの募集枠を分けておりません。
23	I´	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (4) 発電設備等の運用 (5) 負荷設備を活用した厳気象 対応調整力の提供	停止計画の提出について 停止計画は当社の求めに応じて提出することとなっているが、可能であれば月単位での提出(月間計画)とし、加えて月間計画提出後に変更があった場合にのみ、変更計画を提出する運用をお願いしたい。	弊社が求める提供期間(7月1日～9月31日における59日間)において、停止計画の提出を求めることはありません。 なお、提供期間における調整可能量を事前に把握すること等を目的に、発電計画等の提出を求めることがあります。
24	I´	募集要綱	P.1 はじめに (1) 一般注意事項	(原案)入札要綱にもとづき入札書を提出される事業者(以下「応札者」といいます。)は、入札書を作成数際には、入札要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。 (修正案)追記:万が一、入札書に不備や遺漏等が確認できた場合、公募終了後に当社から応札者にご連絡し、不備や遺漏等の内容を説明する機会を別途各応札事業者毎に設定致します。 (理由)入札書に不備や遺漏等がないよう需要家と協力し、次年度以降の改善に繋げるため。また、万が一応札価格以外が原因で落選となった場合、事業者として当該落選理由を需要家に説明する責任があるため。	要綱に定める入札の条件を満たしていない場合、入札書類に不備がある場合などは失格となる場合がございます。 ご不明な点等がございましたら、予めお問い合わせいただけますようお願いいたします。 なお、弊社は応札いただきました全事業者さまに入札結果を通知しておりますが、原則、落選した場合の理由を通知することはありません。
25	I´	募集要綱	P.8 8 入札の条件 (2) 対象発電設備等	(原案)応札時点で営業運転を開始していない発電設備等、および当社中央給電指令所とのオンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合、提供期間開始までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。 【質問・要望】新規でDRに参加する需要家を新設設備とみなすことが可能かどうかご教示いただきたい。その場合、契約設備がDRの場合の条件につき、ご教示いただきたい。新設発電設備の場合は、試験結果等の提出と契約開始までの営業運転開始が条件として求められているが、同様の条件が新規DR参加需要家にも適用できるのであれば、応札時の需要家リストには含めず、落札後～契約開始日までに獲得する需要家とし、試験結果等の提出と契約開始までの営業運転開始の条件を課すことをご検討いただきたい。 (参考)中間論点整理 容量市場における期待容量の考え方	「発電設備等」にはネガワットも含んでおります。当社とオンライン信号(簡易指令システムを用いたものを含みます。)の送受信を開始していない事業者の場合、電源I´提供期間の始期までに需要家を含めた対応工事・試験等が必要で また、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で新規のDR参加需要家を含め、需要家の確保をお願いいたします。
26	I´	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (4) 発電設備等の運用 7 発電等の実施	(原案)当社は、契約者と別途協議のうえ、10年に1回程度の猛暑時等の需給ひっ迫時における需給バランス調整の実施に加え、需給コストの低減を目的(当社の供給区域以外を含みます。)とした指令を行う場合があります。 【質問】要綱に規定されている目的外活用の対象とはならないのかご教示いただきたい。その場合、供給区域外の活用につき、具体的にどのような運用を想定されているのかご教示いただきたい。	募集要綱において「発電等の実施」に関する指令の目的として記載しており、ご指摘の目的外活用には当たらないと考えています。 また、募集要綱に記載のとおり、契約者との協議が整わなかった場合には、弊社は本契約における調整力を需給コストの低減を目的として活用することはありません。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
27	I'	募集要綱	P.11 8 入札の条件 (6) 技術的信頼性	<p>(原案)試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出。</p> <p>(要望)当該書類は具体的にどのような資料の提出が求められるのかご教示ください。また、発動試験を実施する場合、運転継続時間等の試験の詳細及び合格条件をご教示いただきたい。(例えば運転継続時間は、需要家の通常業務への影響を考慮すると、短めに設定するのが妥当ではないか。また、供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じようにアグリゲータ単位で評価していただきたい。)</p> <p>試験結果となる電力量の実績値を取得するのが発動試験の2ヶ月後と想定すると、例えば契約開始前の2月頃に発動試験が実施されるという理解でよいか。</p> <p>また、既に電源I'の発動実績のある需要家については、前年度より多い供出電力を設定する需要家を除き、発動実績が証明となるため、原則試験対象外という扱いで良いか。</p> <p>【理由】証明する書類の提出、発動試験の実施、どちらも需要家への負担となり、コスト・時間を要するため、両方を求めるのではなく、いずれかを条件としていただくことをご検討いただきたい。</p>	<p>発電機等の試験成績書やDR実証事業などへの参画実績等の書類をご提出ください。運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類を提出いただきます。</p> <p>なお、性能確認試験の実施については、上記の提出書類などを基に、弊社にて実施の可否を総合的に判断させていただきます。</p>
28	I'	募集要綱	P.16 9 主な契約条件 (6) 計量器等の設置	<p>(原案)計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と厳気象対応調整力契約を締結し、かつ、すべての発電機の厳気象対応調整力提供に係る算定単価(V1)が同一であること等が条件になります。</p> <p>(要望)発電設備を活用した応札者に限定する記載になっているため、DRについても協議対象になるのかご確認させていただきます。算定単価が同じ場合でも、DRの複数入札案件の計量単位の集約が不可能な場合、その理由についてもご教示いただきたい。</p> <p>【理由】規模が大きくなればなるほど、アグリゲーション効果が期待でき、より信頼性の高い電源I'提供に繋がると考えられるため。</p>	<p>契約条件も異なると考えられることから、DRの複数入札案件の集約は適用されません。</p>
29	I'	募集要綱	P.20 13 応札方法 (1) 入札書の提出 オ 入札を無効とするもの	<p>(原案)また、重複確認通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または、回答内容から厳気象対応調整力契約電力の妥当性が確認できない場合は、当該応札における当該需要者の調整能力を無効として評価いたしますが、入札書に記載した厳気象対応調整力契約電力は変更できないものいたします。</p> <p>(修正案)重複確認通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または、回答内容から厳気象対応調整力契約電力の妥当性が確認できない場合は、当該応札における当該需要者の調整能力を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、入札書に記載した契約電力から当該契約設備分を差し引いた容量を評価対象とする。(例: 10MWの応札容量で、除外対象となる重複需要家の供出電力が1MWの場合、9MWの応札容量として評価していただきたい)</p> <p>【理由】ある1件の悪意をもった需要家が原因で、残るすべての需要家のDR参加機会が失われないようにし、これまで電源I'で培ってきたDR推進・成長の勢いを途絶えさせないようご配慮いただきたい。</p> <p>需要家の観点では、DR事業者が支払う「価格」が契約の際の重要な判断基準になり、「価格」は落札後に確定することになる。したがって、事業者側から「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載禁止」の旨を説明していても、落札結果が出て「価格」が確定した段階でより魅力的なDR事業者を選ぼうとする可能性もある。落札価格が確定するまで待つために、ある事業者と契約交渉をしていることを他の事業者に開示せず、結果的に応札時に複数のDR事業者のリストに同一需要家が重複する可能性もある。</p> <p>上記のように、「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載」が応札する事業者の責でないとは判明した場合は、応札案件を無効にするのではなく、当該同一需要家分の容量を差し引いた契約電力での応札としていただきたい。</p> <p>(参考)監視等委員会制度設計専門会合(第31回)資料9調整力の公募調達の改善についての7頁にも「需要家が抜けた応札については、その分を応札容量から減らして評価する。」という記載あり。</p>	<p>需要家の重複が判明した場合、重複需要家の供出電力を除外し、その他の需要家の供出電力により契約電力を満たすかどうかを確認させていただきます。</p> <p>なお、入札書に記載した厳気象対応調整力契約電力は変更できないものいたします。</p>
30	I'	募集要綱	提出様式3 発電設備等の仕様(負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合)	<p>(質問)様式3に記載される情報で、各需要家の供出電力をどのように評価されるのか、供出電力の評価方法を具体的に教示いただきたい。また、需要家から提出される情報が古い、もしくは提出できない場合はどのように対応が求められるのか、併せてご教示いただきたい。</p>	<p>各需要家の供出電力により、契約電力の供出が可能かを評価させていただきますが、その供出手法により評価(確認)事項が異なるため一律にお示しすることはできません。なお、必要書類をご提出いただけない場合は応札案件を無効として取り扱う場合があります。そのため、需要家情報については当事者間で協議いただきご提出いただくようお願いいたします。</p>
31	I'	募集要綱	P.12 (3) 厳気象対応調整力契約電力料金 イ 割戻料金	<p>「契約者が応札時に指定する時間までに、契約者が厳気象対応調整力を提供可能な代替発電機等を提示し、当社が認めた場合は、差替えを行うことが可能…」とあるが、より確実な調整力確保(一般送配電事業者ニーズ)、停電割戻ペナルティの回避(契約者ニーズ)といった観点を踏まえ、差替可能期限を「契約者が応札時に指定する時間まで」から「ゲートクローズまで」に変更することを検討いただきたい。</p>	<p>指令後の契約電源等の差替についても、契約者の申し出に応じて協議させていただくことにより、調整力の確保に寄与する可能性が高まることから、電源差替期限は「ゲートクローズまで」とし、募集要綱を修正します。</p>

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
32	I´	募集要綱		(課 題)価格以外の理由で失格となった場合、その詳細理由をご教示いただき、次年度以降の改善につなげたい。 (提 案)価格以外の理由で失格となった場合、その理由を説明いただきたい。 【理由】次年度からの改善につなげることができない。	要綱に定める入札の条件を満たしていない場合、入札書類に不備がある場合などは失格となる場合がございます。 ご不明な点等がございましたら、予めお問い合わせいただきますようお願いいたします。 なお、弊社は応れいただきました全事業者さまに入札結果を通知しておりますが、原則、落選した場合の理由を通知することはありません。
33	I´	募集要綱	P.6 5 厳気象対応調整力の提供期間および提供時間	(原案・課題) ・発動条件が厳密には厳気象ではない場合があると理解する(再生可能エネルギーの発電予測誤差等)。それはアンシラリー型の発動と考える。 ・DR導入初年度で、これから需要家へのDRの周知をしていくという段階で過剰に発動されてしまうと需要家がDRから離れていってしまう。導入初期の段階では、DRの推進・拡大の観点も重要である。 (修正案) ・発動期間の中で、実際に発動されるI´の発動条件を明確にさせていただくほうが、アグリゲーター、需要家に納得感があると考え。発動条件が違うならば商品も分割すべきである。 ・案として、厳気象での発動基準は、予備率3%で発動、という方法が考えられる。ただし、以下のような発動ルールについても設定していただきたい。 1日のうちの発動は1回まで(貴社では、1回目以降は要協議とされている。) 連続発動日数は限定(例えば、2日まで) 発動回数の上限を超えて発動する場合は、基本料金、従量料金共に、追加費用によって行うこと、ペナルティの対象外とすることを検討いただきたい	電源I´の発動に関しては、10年に1回程度の猛暑時等の需給ひっ迫時に、その時々の需給状況を勘案し総合的に判断しているため、定量的な発動基準は設定しておりません。 なお、1日あたりの指令回数は1回を基本としており、契約者との協議が整わなかった場合には、1日に複数回の指令を行うことはありません。 また、あらかじめ設定いただいた発動回数上限を超えて、弊社が発動を要望する場合は、従量料金のみのお支払で応諾いただける範囲でご協力をお願いするものといたします。
34	I´	募集要綱	提出様式1	(原案・課題)契約容量について、契約期間で1つしかない。 (修正案)月単位で異なる契約容量を入札したい 【理由】送配電事業者の予備力は、予備率が等しいとすると季節や月によって異なるはずであるため。	調整力の調達の細分化につきましては、今後の課題とさせていただきますが、弊社の電源I´に関する提供期間は夏季(7月1日～9月31日における59日)に限定していることから、提供期間を通じて一律の契約電力とさせていただきますことにご理解いただきますようお願いいたします。
35	I´	募集要綱	P.13 9 主な契約条件 (3) 厳気象対応調整力契約電力料金 イ 割戻料金 (7) 停電割戻料金	(原案・課題) ・停電割戻料金 ※2 この場合の「停電コマにおける調整電力量の実績」は、指令値を上限といたします。 ※3 未達割合(%)は、小数点以下第1位を四捨五入したものといたします。また、算定結果が10%を超過する場合は未達割合(%)は100%といたします。…… (修正案) ・算定結果が30%を超過する場合は未達割合(%)は100%といたします。…… 【理由】一般的にベースライン誤差が20～30%あるため。(参考)諸外国の成功評価基準: 欧米60～80%、フランス・英国80%、韓国70%	制度設計専門会合(第31回資料9)で示されているとおり、最大ペナルティとなる閾値については、指令値に対する90%未満といたします。
36	I´	募集要綱	P.7 7 厳気象対応調整力契約電力	(原 案)厳気象対応調整力契約電力は、当社が契約上使用できる最大容量(キロワット)で、2時間の発電等の継続が可能である値とし、1000キロワット以上、1キロワット単位で契約電源等ごとに応札者に設定していただきます。 (修正案)先進諸外国(PJM並みに)、JEPX取引単位に合わせて100kWにしようか。 【理由】特に家庭用のDRリソースを束ねた場合、1,000kWは困難であるため。	制度設計専門会合での議論を踏まえ、最低入札容量を設定しております。
37	I´	募集要綱		(原 案)関連する記載はなし (提 案)H1、H3という需要だけでなく、供給側の不足可能性(再生可能エネルギー、特に太陽光発電の停止など)も考慮した計算式にするべきではないか。	FIT予測誤差等への対応については、電源I´の必要量で考慮されております。 なお、調整力(I、I´)の必要量については、電力広域的運営推進機関の「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での議論内容を踏まえて決定しております。
38	I´	募集要綱	P.6 6 契約電源等および入札の単位	(原 文)当社は契約電源等ごとに指令を行うものとし、契約電源等は、原則として発電機および需要場所※の単位で設定していただくものといたします。ただし、デマンドレスポンス(需要者が電力の使用を抑制させること。以下「DR」といいます。)を実施できる需要者を集約し、応札者が指定する当該複数の需要場所における需要者の電気の使用を抑制することにより厳気象対応の調整力の提供を行う場合には、当該指定の複数の需要場所をまとめて1契約電源等といたします。 (修正案)電源の枠とDRの枠は分離し、DR枠を作っていただきたい。 【理由】電源(ポジワット)とDR(ネガワット)に基本的な性質の違いがあるが、同じ枠で募集されている。長期的な予備力に向く電源と短期的に柔軟に対応するDRの最適な組み合わせがあるはずであるため。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、電源とDRは同等に扱うこととしており、DRの募集枠を分けておりません。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
39	I´	募集要綱		(課 題)監視等委員会の制度設計専門会合では、GC前の領域で旧一電小売により確保された予備力は原則不要と整理されたところである。しかしながら、H3需要の7%の調整力で不足が見込まれる場合、電源IIの事前予約を許容する議論が出てきており、市場の歪みとなる可能性を危惧している委員からの発言が目立った。 (提 案)電源I´の調達容量拡大も含めて、ご検討いただきたい。 仮に電源IIの事前予約による調達が認められる場合、他の調整力と同様に公募ベースで広く様々な事業者からの入札がされるような調達制度としていただきたい。	調整力(I、I´)の必要量については、電力広域的運営推進機関の「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での議論内容を踏まえて決定しております。 また、電源IIの事前予約等については、同委員会において、実施の前に広く周知するなど、実質的な公募の形となるよう提言されていることを踏まえ、適切に対応してまいります。
40	I´	募集要綱	提出様式	(課 題)各社の契約内容がバラバラで、事業者にかかる作業負担が大きいと考える。 (提 案)各社の契約書の種類やフォーマットを、統一いただきたい。	私契約のため詳細部分まで統一することは困難です。弊社の指定する様式をご使用いただきますようお願いいたします。
41	I´	募集要綱	提出様式	(原 案)様式一覧 (修正案) ・DRリソース情報(提出資料等)の簡素化、明確化をしてほしい。 ・今までの経験、過去年度の提出書類で、一般送配電事業者側が知っている需要家情報があるなら教えていただき、差分を提出すればよいのではないかと。 ・簡素化につながるアイディアのひとつとしてデータベース(DB)化がある。DB化してくれれば、継続参加の需要家が同じ書類を毎年出す手間や、アグリゲーターが変更したときに、新たに需要家が情報を渡す手間がなくなる。需要家の需要抑制実績のDB化を図ることで、事業者・需要家・送配電全ての関係者における実務的負担の軽減が期待できるのではないかと。容量確保の審査にもつながると思われる。 【理由】 DRの場合、発電機のように、入札者がDRリソースの情報を持っているわけではない。すべて需要家から入手する必要がある点は大きく違うので、簡素化が必要なため。 DRの場合、単線結線図、設備図面などでは、古い情報もあり、実際の需要抑制の能力を評価できない可能性がある。しかも、提出需要家情報がアグリゲーターによって異なっているようであるため。	DRリソース情報については、同じ需要家であってもリソース等が過去年度とは異なることも考えられます。一般送配電事業者が調整力提供の妥当性を判断する際には、最新の情報が必要となるため、応札者の責任においてご提出いただきますようお願いいたします。
42	I´	募集要綱	提出様式	(原 案)様式一覧 (修正案) ・一般送配電事業者が、各需要家の過去のデータだけで容量を審査するのではなく、相違があるとみなされた場合には、ポートフォリオレベルで発動試験をもって審査することも認めることを検討いただきたい(これが現在デザインされている容量市場の容量確保の考え方に合うものであると考える)。 ・発動試験結果だけで判定するのではなく、需要家の状況を考慮いただきたい。(現在も柔軟な対応エリアもある)。 【理由】 ・各需要家の過去のデータをもって容量を審査されてしまうため。 ・発動試験で、契約容量通りの結果が出せない需要家もいる。 例えば、中間期の試験では、空調負荷自体が少なめでネガワット創出量も減る。また、ラインを止めるといった本業に直結するDR手法の場合、協力できない需要家もいるため。	契約電力の評価・判断については、需要家(電源設備や負荷設備)が他応札案件と重複していないか、応札書類に記載いただいている内容が妥当かなど、応札時点で提供期間を通じて契約電力が確実に供出可能か評価・判断させていただきます。 なお、性能確認試験の実施については、上記の提出書類などを基に、弊社にて実施の可否を総合的に判断させていただきます。
43	I´	募集要綱	提出様式3 DRを実施する需要者等の一覧	(原 案)様式3 DRを実施する事業者の一覧 契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差替えは可能とします。 (修正案) ・最終的に確保できないことになると、系統安定が難しいとの議論が行われたのは承知している。しかしながら、落札後にも時間があり新たな需要家の開拓と、落選アグリゲーターの需要家を取り込める可能性があるため、ペナルティつきで見込み量の入札も認める枠や考え方を作ってほしい。 ・需要家リスト提出タイミングを落札後としていただきたい。これにより、落札されたアグリゲーターのみが効率的に需要家獲得を行うことができ、需要家獲得がより効率的に行われると考える。 ・期待容量、という考え方にすれば需要家リストは後になる。九州電力は1年目この考え方だったが、2年目は他一般送配電と同じで、事前リスト提出となってしまった。期待容量の考え方は、容量市場の中間論点整理では明記されている。 ・ペナルティつきで見込み量の入札も認める枠や考え方を検討いただきたい。 【理由】 ・需要家の意思決定を応札時点で求めるのは手続き論として困難。ポジワットは電源情報をすべて応札者がもっているが、ネガワットは需要家からもらわなくてはならないという性質の違いがあるため。 ・自治体では、電力契約は2月に入札で行う場合が多い。アグリゲーターの中には電力小売とセットのサービスを展開しているところもあり、10月や、11月の入札時に、需要家は意思決定をできない。また、ネガワット調整金の仕組みが残っていると、電力小売契約が変更になった場合、調整金の交渉も2回行う必要があり、アグリゲーターの負担となるため。	確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家を確保いただき、確実に供出できる調整力を電源I´厳気象対応調整力契約電力として応札して下さい。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
44	I a	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (3) 発電設備等の運用 I 運転継続時間	(原文) ・当社の指令に応じた運転継続が、原則として、7時間にわたり可能であることが必要です。 (修正案) ・当社の指令に応じた運転継続が、原則として、4時間にわたり可能であることが必要です。 【理由】 需給調整市場と整合をとったほうが将来的に有効であると考えため。	電源 I 周波数調整力は、提供時間を限定していないため、周波数制御および需給バランス調整等に必要な7時間を継続時間といたします。なお、運転継続時間が7時間に満たないものについても応札は可能ですが、所定の計算方法により落札候補案件決定過程で減点評価いたします。
45	I b	募集要綱	P.10 8 入札の条件 (3) 発電設備等の運用 I 運転継続時間	(原文) ・当社の指令に応じた発電等の継続が、原則として、7時間にわたり可能であることが必要です。 (修正案) ・当社の指令に応じた発電等の継続が、原則として、4時間にわたり可能であることが必要です。 【理由】 需給調整市場と整合をとったほうが将来的に有効であると考えため。	電源 I 周波数調整力は、提供時間を限定していないため、周波数制御および需給バランス調整等に必要な7時間を継続時間といたします。なお、運転継続時間が7時間に満たないものについても応札は可能ですが、所定の計算方法により落札候補案件決定過程で減点評価いたします。
46	I´	募集要綱	提出様式	(原 案)様式 (修正案)過去の需要家データ取得のため、スイッチングシステムへのアクセスを認めてほしい。 【理由】現在は需要家の過去のメーターデータを需要家経由取得しているが、取得できない/時間がかかるケースがあるため。	スイッチング支援システムにつきましては、電力広域的運営推進機関の規約により定められておりますので、回答はいたしかねます。
47	I´	募集要綱		(原 案)明確に記載なし。 (修正案)Bルートデータでの精算を基本としてほしい。 【理由】Bルートデータでの精算はできるはずだが、成否判定が認められていないため。ベースラインで個別計量を認められることになった場合、受電以外の電力量計測が必要なため、送配電事業者の受電データのみでの判定、精算ができないケースが出てくるため。	託送供給等約款に基づき計量いたしますので、原案のとおりといたします。
48	I´	募集要綱	P.15 9 主な契約条件 (4) 厳気象対応調整力料金 I(I) 調整電力量	(原 案)需要場所における需要者の電気の使用の抑制がなかった場合に想定される電力使用量で、約款で定める損失率で修正した値といたします。調整力ベースラインの設定方法は、約款および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ協議し決定するものといたします (DR実施日の直近5日間[DR実施当日は含みません。]のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間[High 4 of 5]の需要データを当日調整したものを基本といたします。) (修正案) ・標準ベースラインを基本とするが、協議にて標準ベースライン以外を選択する場合に、ERABガイドラインに今は発電機等計測しかないので、個別計量によるベースラインを加えてほしい。 ・計量とも関わるが、個別計量による評価と精算も合わせて認めることが求められる。 【理由】 需要家のベースラインに正解はないため、需要家ごとにフィットするベースラインが異なる。今後特定のリソースを束ねるリソースアグリも出てくる可能性があるため。	ベースラインについては、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(改定平成29年11月29日資源エネルギー庁)に基づき定めるものと考えております。 なお、同ガイドラインにて、「ベースラインの設定は、基本的に需要家単位で行う」と記載されており、ベースラインについては、代替ベースラインを含め、契約協議時に個別に定めさせていただきます。
49	I´	募集要綱	P.15 9 主な契約条件 (4) 厳気象対応調整力料金 I(I) 調整電力量	(原 案)需要場所における需要者の電気の使用の抑制がなかった場合に想定される電力使用量で、約款で定める損失率で修正した値といたします。調整力ベースラインの設定方法は、約款および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ協議し決定するものといたします (DR実施日の直近5日間[DR実施当日は含みません。]のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間[High 4 of 5]の需要データを当日調整したものを基本といたします。) (修正案) 標準ベースラインの冬季朝発動の当日補正值の決め方は、DR時間後を使ってもよいのではないか。朝方と夕方、補正值に重み係数をつけてはどうかという議論もあった。 【理由】 冬季の朝発動では、当日補正值が夜中となり、補正值がゼロとなり需要家のネガワットが評価されないという課題がある。	弊社におきましては、I´の提供期間は夏季(7月1日～9月31日における59日間)としており、冬季は提供期間に含まれておりません。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
50	I'	募集要綱		<p>(原 案)関連するが、明確に記載なし。 (修正案) 発動ごとに発動した需要家のベースライン、実績値の合計でアグリゲーターとしての判定をする方法を統一的に取り入れていただきたい。 それが難しければ、せめて月毎の参加需要家の登録を認めていただきたい。</p> <p>【理由】 実証ではポートフォリオのうち、発動した需要家のベースラインと実績値を合計する方法が取られていたが、調整力I'では発動していない需要家の架空ベースライン・架空ネガワットも結果に含めて報告しなければならない。全員参加の固定ポートフォリオであるため。 アグリゲーターとしては、季節や需要家の特性に応じて発動先を工夫しているのに、それが評価されないため。</p>	<p>当社からアグリゲーターへの指令は契約単位で発動させていただくため、需要家リストにおける発動対象の需要家を限定した実績判定はできません。なお、発動対象需要家に限定した実績判定については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>